

成育医療等基本方針における健やか親子21の位置付けについて (案)

1. 健やか親子21について

健やか親子21は、20世紀の母子保健の取組の成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。

健やか親子21(第1次)は、2001(平成13)年～2014(平成26)年に実施され、平成17年と平成22年に中間評価、平成25年～平成26年に最終評価及び次期計画の検討を行った。

健やか親子21(第2次)は、2015(平成27)年～2024(令和6)年の予定であり、中間年である2019(令和元)年に中間評価を行った。

現在は、局長通知により、都道府県及び市町村における「健やか親子21(第2次)」の推進、母子保健計画における「健やか親子21(第2次)」の指標を踏まえた目標設定等を依頼しているところ(第2次においては、医療施策に特化した指標は医療計画等他の計画で対応)。

(参考) 健康日本21について

「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」については、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(厚生労働省告示第430号)」において示されており、その具体的な目標は基本方針の別表において規定されている。

2. 成育医療等基本方針における健やか親子21の位置づけについて

成育医療等基本方針において、健やか親子21(第2次)は以下のとおり、母子保健に関する取組を推進し、普及啓発を行うものと位置づけられている。

また、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標においては、健やか親子21(第2次)の指標が(32指標／43指標)活用されている。

(基本方針の記載)

➤ I 3 関係者の責務及び役割

地方公共団体は、責務として、成育基本法に定める基本理念に則り、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、例えば現行の「健やか親子21」

に医療を加えた成育保健医療計画の策定等、その地域の特性に応じた施策を策定し実施する必要があり、その際、地方公共団体は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクルに基づく取組を適切に実施する

➤ **Ⅱ 2 成育過程にある者等に対する保健**

(1) 総論

すべての成育過程にある者等が健やかに育つ社会の実現に向け、「健やか親子2 1（第2次）」を通じ、引き続き、母子保健に関する取組を推進する。

➤ **Ⅱ 3 教育及び普及啓発**

(2) 普及啓発

国、地方公共団体のみならず、地域や学校、企業等も含め、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの観点から、「健やか親子2 1（第2次）」を通じ、子どもの成長や発達に関して、子育ての当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加え、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。

3. 今後の方向性について（案）

今般の基本方針の見直しに際し、母子保健の国民運動として実施してきた健やか親子2 1（第2次）については、成育医療等基本方針及びその評価指標と、その最終目的や課題等が重複することから、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などより幅広い取組を推進するものとしてはどうか。

合わせて、健やか親子2 1（第2次）の指標についても、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標に移行してはどうか（期限についても2028年度までとする）。

なお、成育医療等基本方針に基づく普及啓発については、国民に広く認知されることを視野に、長年使用してきた「健やか親子2 1」という名称を引き続き使用することとしてはどうか。